



御大禮を記念した

昭和三年度豫算

昭和三年度大住村豫算は三月三十一日村會に於て議決せられたが昨年度の總額に比し一躍二萬四千七百圓餘の増加となつて居る、之れは申すまでもなく統一したる財産の開墾を御大典記念事業として計畫せられた爲め膨脹したるものに對して經常部に於ては前年と何等大差ないのである、今開墾事業に對する經費に就いて説明すれば歳出臨時部第四款財産費本年度支出額として二萬六千圓を計上して居る、之れ即ち本年度に於て二十町歩を開墾すべく反當り百三十圓の割を以て開墾費を見積つたのである、之れが經費に對する財源としては歳入臨時部第一款第一項開墾助成金一萬五千六十圓、第二款第三項耕地整理補助金二千六百圓、第三款第二項財産費指定寄付金二萬一千八百四十圓、合計二萬六千圓が財産となつて居るのであるから開墾事業に關する經費は通常の經費と少しも關係して居らぬので豫算が一躍五萬圓以上に膨脹しても村税賦課の上には於ては前年度と何等異なるないのである、何故に斯くの如き事になつて居るか云ふはこの開墾する處の山林即ち財産は元松井區有財産を統一して村に歸屬したもので村の管理に屬するも該財産の管理使用等は條例の定むる處に依り殆んど従前の慣行と異なる事なく財産より生ずる收入等に於ても其の區の公益事業に充當する様に規定されてあるから只所

Table of budget items and amounts. Columns include '歳入 經常部' (Revenue Regular Dept), '歳入 臨時部' (Revenue Temporary Dept), and '歳出 經常部' (Expenditure Regular Dept). Items include '第一項 國庫補助金', '第二項 農林統計費補助', '第三項 青年訓練所費補助', etc.

Table titled '村の高齡者' (Elderly in Village) listing names and ages. Columns include '氏名' (Name), '年齢' (Age), and '氏名' (Name). Names listed include 大野氏, 松井氏, 岡本氏, etc.

Table titled '村會' (Village Meeting) listing resolutions. Columns include '決議の件' (Resolution Item) and '可決' (Resolved). Items include '昭和十五年大住村大字大住區歳入出決算認定の件', '大正十五年大住村大字松井區歳入出決算認定の件', etc.

規約變更の件 (可決)
村有財産管理委員推薦の件
古林昌次郎 岡本 音吉
吉岡小次郎 福田亥三郎
松井幸次郎 吉岡辰三郎
奥田清太郎 (決定)
昭和三年度大住村大字大住區歳入出決算議決の件 (可決)
昭和三年度大住村大字松井區歳入出決算議決の件 (可決)
昭和三年度大住村事務報告
昭和三年五月三、四日の兩日に亘り村會開催議決したる事件左の如し
一、特別税戸數割賦課に關する件
昭和三年度本村特別税戸數割金一萬一千圓を左の通り賦課するものとす (各戸賦課額省署)

簡閱点呼
本年の簡閱點呼該當年次は左の通りであり、豫後備役兵卒及既教育補充兵(在隊三月以上者)
大正六、八、十、十二、十四年徴集ノ者
既教育補充兵(在隊三月未滿)及未教育補充兵
大正十三、十四、昭和二年徴集ノ者

昭和三年五月三十一日印刷
昭和三年六月一日發行
編輯人 京都府綴喜郡大住村 宇松井第百五十三番戸 堀口 義男
印刷人 京都府綴喜郡田邊町 宇田邊辻一番 益 太郎
發行所 京都府綴喜郡大住村大字 大住小字池平八十九番地 村自治會

第三項 雜給 二四圓
第四項 需用費 一四九圓
第五項 報謝 六三三圓
第六項 給料 二、八三二圓
第七項 雜給 一、六〇五圓
第八項 需用費 一、二九七圓
第九項 修繕費 一〇〇圓
第十項 土木費 四、二二五圓
第十一項 道路橋梁費 四、八五五圓
第十二項 治水堤防費 一、一五〇圓
第十三項 用惡水路費 二、五〇〇圓
第十四項 溜池費 三、七五〇圓
第十五項 小學校費 九、三三二圓
第十六項 給料 六、九七二圓
第十七項 雜給 一、一三七圓
第十八項 需用費 一、一五三圓
第十九項 修繕費 八〇〇圓
第二十項 實業補習學校費 二、九四九圓
第二十一項 給料 一、六〇〇圓

第十二款 警備費 五二四圓
第一項 雜給 三〇〇圓
第二項 需用費 四五四圓
第三項 修繕費 四〇〇圓
第四項 基本財産造成費 一、〇四九圓
第五項 基本財産造成費 一、一五〇圓
第六項 基本財産造成費 九二〇圓
第七項 小學校基本財産造成費 五〇〇圓
第八項 小學校々々改築基金造成費 三〇〇圓
第九項 罹災救助資金造成費 三、〇七〇圓
第十項 財產費 五二〇圓
第十一項 管理費 五二〇圓
第十二項 諸稅及負擔 八二〇圓
第十三項 諸稅 一、八〇〇圓
第十四項 負擔 六四〇圓
第十五項 雜支出 一〇〇圓
第十六項 滯納處分費 一〇〇圓
第十七項 過年度收入 一〇〇圓
第十八項 繰替金 二四〇圓
第十九項 豫備費 六〇〇圓
第二十項 豫備費 六〇〇圓
第二十一項 臨時部 二〇、六九七圓
臨時部計 五、四二二圓
歳出合計 五、四二二圓

一、府道改修工事費寄付金
府道志水田邊線綴喜郡大住村地内昭和四年に於て施行せらるるに相當する金額最大限度金一千二百圓を京都府に寄付する事とし改修工事施行方を京都府に申請するものとす (可決)
一、總坪數 一七、八八一坪一、個 數 六八、六〇三個九〇
一、課 率 五錢六厘九毛 (可決)
一、各戸賦課額は省署(可決)
一、府道改修工事費寄付金
府道志水田邊線綴喜郡大住村地内昭和四年に於て施行せらるるに相當する金額最大限度金一千二百圓を京都府に寄付する事とし改修工事施行方を京都府に申請するものとす (可決)

